

防府市共催、後援等事務取扱要綱

平成 26 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、防府市（以下「市」という。）以外の団体等が主催する事業等について、市が共催、後援又は推薦（以下「共催、後援等」という。）をする基準及び事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業等の企画又は運営に参加するなど、当該事業等の実施についての責任の一部を分担することをいう。
- (2) 後援 事業等の趣旨に賛同し、当該事業等の実施について奨励することをいう。
- (3) 推薦 映画、出版物等の作品について、市民福祉の増進における価値を認め、奨励することをいう。

(承諾の基準)

第 3 条 市が共催、後援等をする事業等は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、共催、後援等を行うことができる。

- (1) 福祉、教育、文化、芸術、スポーツ等の普及向上に寄与するものであること。
- (2) その目的及び内容が明確で、公益性のあるものであること。
- (3) 市行政の運営方針に沿ったものであること。
- (4) 広く一般市民を対象とした事業等であって、原則として、防府市内が開催地であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できるもの又は市を広く知らしめることが期待できるものである場合は、この限りでない。
- (5) 主催者の所在が明確で、事業遂行能力があると認められるものであること。

- (6) 主催者が参加者から入場料等の費用を徴収する事業等については、事業内容及び規模からみて、適当と認められるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業等が次の各号のいずれかに該当する場合は、市は共催、後援等を行わないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
(2) 特定の宗教又は政党のための活動又はそれらに類する活動と認められるもの
(3) 暴力的組織と関係があるもの又はそのおそれのあるもの
(4) 営利その他の私的な利益を目的とするもの
(5) その他市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜するおそれがあるなど、市が不適當と認めるもの
(共催、後援等の依頼)

第4条 市の共催、後援等を受けようとする団体等は、原則として、事業等の開催20日前までに共催、後援等依頼書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業等の開催要領
(2) 事業等の収支予算書
(3) 団体等の会則、規約等
(4) 団体等の活動状況を示す資料
(5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長がその必要がないと認めるときは、提出する書類を省略することができる。

(共催、後援等の承諾)

第5条 市長は、前条第1項の依頼書の提出を受けたときは、第3条に定める基準に基づいて承諾の可否を決定し、共催、後援等承諾通知書（第2号様式）又は共催、後援等不承諾通知書（第3号様式）により当該依頼をした団体等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により承諾する場合において、必要があると認めるときは、その承諾に条件を付することができる。

(変更の届出)

第6条 前条第1項の規定による承諾の通知を受けた団体等が当該承諾を受けた事業等の内容を変更しようとするときは、原則として、その内容を変更しようとする日の10日前までに共催、後援等変更届出書(第4号様式)を市長に提出するものとする。ただし、変更しようとする内容が軽微なものにあつては、この限りでない。

2 市長は、前項本文の届出書の提出を受けたときは、第3条に定める基準に基づいて承諾の可否を決定し、共催、後援等変更承諾通知書(第5号様式)又は共催、後援等変更不承諾通知書(第6号様式)により当該届出をした団体等に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により承諾する場合において、必要があると認めるときは、承諾に付した条件を変更することができる。

(実績報告)

第7条 共催、後援等の承諾を受けた団体等は、当該承諾を受けた事業等の終了後、速やかに、共催、後援等実績報告書(第7号様式)を市長に提出するものとする。

(承諾の取消し)

第8条 市長は、共催、後援等を承諾した事業等が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その承諾を取り消すことができる。この場合においては、直ちに、共催、後援等取消通知書(第8号様式)により当該団体等に通知しなければならない。

(1) 第3条の基準に該当しなくなったとき、又は該当しないことが明らかになったとき。

(2) 第5条第2項又は第6条第3項の条件に従わなかったとき。

(3) その他共催、後援等を行うにふさわしくない事態が生じたとき。

(事務処理)

第9条 この要綱に基づく共催、後援等の承諾に関する事務は、当該事業等に係る事務を所掌している課等又は当該事業等に関連の

ある課等が行うものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。